

## 山形県運転免許証自主返納者等サポート事業運営要綱

### (目的)

第1条 自動車の運転に不安を持つ高齢者に対し、運転免許証を自主返納しやすい環境を構築するため、自主返納者等への優遇制度を充実させ、もって、高齢者の交通事故防止と交通環境の安全確保を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自主返納者等

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第2項の規定により運転免許証を自主返納した者及び同法第105条第1項の規定により運転免許証の更新を受けずに失効した者をいう。

(2) 運転経歴証明書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第6項及び同法第105条第2項の規定により公安委員会が交付する証明書をいう。

(3) 事業者等

県内に店舗・事業所を有し、又は県内で事業活動を行っている事業者、団体をいう。

(4) 協賛店

第7条第1項により登録された事業者等をいう。

(5) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(6) 暴力団員等

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

### (事業の内容)

第3条 本事業は、協賛店が次条に規定する対象者に対し、各協賛店で定めた特典・サービス等を提供するものとする。

### (対象者)

第4条 県内に在住する65歳以上の自主返納者等で、運転経歴証明書又は運転経歴証明書交付済みシールを貼付したマイナンバーカードを提示した者とする。ただし、協賛店において、対象者の年齢や特典・サービス等を受けることのできる人数等の範囲を定めることは、これを妨げない。

2 前項の規定に関し、本要綱施行前において、既に自主返納者等に対する特典・サービスを行っている事業者等は、特典・サービス等を受けるために必要な書類等の提示について、従前の条件を適用できるものとする。

### (特典・サービス等の内容)

第5条 協賛店が独自に定めるものとする。

(協賛店の登録申請及び審査)

第6条 協賛店に登録しようとする事業者等は、協賛店登録申請書(様式第1号)、申請・廃止店舗一覧表(様式第2号)に必要な事項を記載し、県に提出するものとする。

2 県は、前項の申請内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協賛店として登録をしないものとする。

(1) 登録申請事業者等の事業又は支援内容が法令その他公序良俗に反するとき。

(2) 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員等であるとき。

(3) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているとき。

(4) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているとき。

(5) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

(6) その他協賛店として適当でないと認められるとき。

3 県は、必要と認める場合において、協賛店に登録しようとする事業者等に対し、役員等名簿(様式第3号)の提出を求めることができる。

(協賛店の登録)

第7条 県は、前条第2項による審査の結果、申請事業者等が本事業にふさわしいと認められた場合は、協賛店として登録し、当該協賛店に対し、山形県運転免許証自主返納者等サポート事業協賛店ステッカー(以下「ステッカー」という。)を交付するものとする。

2 県は、協賛店一覧(様式第4号)を作成し、登録を受けた協賛店を管理するものとする。

(ステッカーの掲示)

第8条 協賛店は、前条第1項の規定により交付を受けたステッカーを店舗出入口やレジ等、利用者の目につきやすい場所に掲示するものとする。

(登録内容の変更)

第9条 協賛店は、登録内容を変更しようとするときは、協賛店登録変更届(様式第5号)のほか、変更の内容に応じて店舗一覧表(変更届用)(様式第6号)を速やかに県に提出するものとする。

(登録の廃止)

第10条 協賛店が、第7条第1項による登録を廃止しようとするときは、協賛店登録廃止届(様式第7号)及び申請・廃止店舗一覧表(様式第2号)を県に提出するとともに、ステッカーを廃棄又は県に返納するものとする。

(登録の取消し)

第11条 県は、協賛店が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協賛店の登録を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項各号のいずれかに該当すると認めたとき。
- (2) 登録申請又は登録変更の書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 登録内容を無断で変更したとき。

2 県は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該協賛店に対し、取消通知書(様式第8号)を交付する。

3 前項の規定により登録の取消しを受けた協賛店は、ステッカーを廃棄又は県に返納するものとする。

(書類等の提出)

第12条 事業者等が、県に書類等を提出するときは、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 担当課窓口へ持参
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

(権利等の譲渡の禁止)

第13条 協賛店は、この要綱に定める権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(個人情報保護)

第14条 県及び協賛店は、この事業を通じて知り得た個人のプライバシー等に関する情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(紛議防止)

第15条 協賛店は、山形県運転免許証自主返納者等サポート事業協賛店登録申請書(様式第1号)に記載した特典・サービス等の内容を適正に実施し、対象者との紛議の防止に努め、紛議が発生した場合には、協賛店と対象者の両者間で解決を図るものとする。

(広報)

第16条 県は、協賛店の情報を県ホームページに掲載するほか、チラシ等の作成により、幅広く本事業を広報するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、必要に応じて協賛店と県が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。